

# 全国一斉生活保護ホットライン報告書

## ■実施概要

実施期間

2019年12月17日を中心とした日程

実施弁護士会数

50弁護士会

(46弁護士会は全国統一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 3弁護士会は独自番号で実施, 1弁護士会は生活保護相談を含む別企画として独自番号で実施)

■実施結果(回答のあった弁護士会=別企画を除く49弁護士会)

## 1 相談件数 601

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2009年	3月9日	派遣切り・雇い止めホットライン	1000超
	7月4日～8月7日	雇用と生活 全国一斉無料法律相談会	約1800
	11月26日	子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン	約700
	12月1日～12月25日	年末年越し『雇用と生活』全国一斉緊急総合相談	1000超
2010年	6月	子どもの貧困生活費・教育費ホットライン	548
	12月1日	雇用と生活ホットライン	1534
2011年	6月24日	雇用と生活問題ホットライン	303
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	2月1日前後	奨学金返済に関する全国一斉電話相談	453
	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	594
	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2014年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	521
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	632
	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448
2017年	6月9日前後	全国一斉労働相談ホットライン	446
	12月11日前後	全国一斉生活保護ホットライン	979
2018年	6月8日前後	全国一斉労働相談ホットライン	374
	12月18日前後	全国一斉生活保護ホットライン	597
2019年	6月8日前後	全国一斉労働相談ホットライン	197

## 2 相談体制

弁護士	ほか協力者
288	1

## 3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
1	4	14	54	89	80	142	183

## 4 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他・不明
91	248	15	4	3	17	0	160

## 5 生活保護受給の有無

受給中	未受給		不明	
	福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない		
273	272	73	166	13

## 6 不安の訴え

あり
198

## 7 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高から生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取ってきなさい	車を処分しなさい	その他
5	7	2	5	3	0	2	11	46
不明								
0								

## 8 緊急性(未受給)

あり
20

## 9 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けている	保護費を返すように言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)するといわれた	保護辞退届を書くように言われた	病院にかかることができない	車を処分するよう言われた	ケースワーカーが怖い	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう言われた
11	20	3	3	0	2	6	4	3
その他	不明							
110	0							

## 10 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
11	41	189	0	15

## 11 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた
458	15	24

※回答のあったもののみカウント。

※複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談等もあった。

※ 本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2019年12月17日を中心に実施

## 全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

今回の生活保護ホットラインでも、福祉事務所の対応が違法と思われる事案が複数見られました。

また、生活保護費基準引き下げの影響もあってか、生活の厳しさや不安を訴える声も多く聞かれました。

その他、特に地方では自動車の保有について心配する声が多く聞かれたことが特徴的でした。

### 【違法又は違法の可能性が有る事例】

・ 持ち家があるので申請できないと言われた。

→ そもそも申請の拒否自体が許されません。

なお、不動産を保有していることは、申請受付後の資産調査の段階で問題になりますが、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、原則として、世帯の居住の用に供されている不動産は、その保有を認めることとされています。

・ 借金があるので受給できないと言われた。

→ 借金があっても生活保護は受給できます。

そして、支給された保護費をどのように使うかはあくまで利用者の自由です。

もっとも、保護費が利用者の最低限度の生活を維持するために支給されるものであることを考えると、借金の返済に使うのは望ましいことではありません

し、そもそも保護費の中から借金の返済に回してしまうと利用者の生活がより一層困窮してしまうことが通常ですので、自己破産等の債務整理を勧めることになると思います。

なお、借金に関して、新たに借入れを行うと収入認定されますので注意が必要です。

- ・ 猫を処分しないと生活保護は受けさせないと言われた。
- 支給された保護費をどのように使うかはあくまで利用者の自由ですので、保護費でペットを飼うことは何ら問題ありません。

#### 【その他特徴的な声】

- ・ 通院で必要なのに自動車を処分するよう言われている。
- ・ 自動車の借用を認めてくれない。
- 自動車の保有については、生活用品としての保有は認められないなど、極めて制限的な運用がなされているのが現状です（障がいのある人が通勤、通院、通所または通学するのに必要な場合や、山間僻地等に居住する者が自動車で通勤するのに必要な場合で、当該自動車が処分価値の小さい場合などの例外的な場合にのみ保有が認められています。）。

しかし、現在の自動車の普及率や、大都市以外の地域での生活の実情等を考慮すれば、このような現在の運用は改められるべきでしょう。

自動車の借用についても、その自動車を現に占有し、利用することによってそれによる利益を享受する場合には資産の保有に含まれるとされ、極めて制限的な運用がなされています。しかし、この点も同様に運用の改善を図っていくべきでしょう（借用を含む自動車の保有について、日弁連2010年5月6日付け「生活保護における生活用品としての自動車保有に関する意見書」を御参照ください。）。

- ・ 3ヶ月に30回以上家庭訪問され「働け、働け」と何度も言われた。
  - ・ 5時間ほど家に居座られ、地元外の就職先の書類にサインするよう求められた。
- 昨年同様、ケースワーカーの対応に問題があると思われる事案も散見されました。